

樋合漁港漁港利用調整施設 指定管理者

平成30年度(2018年度) 管理運営評価票

所管部課：農林水産部漁港漁場整備課

施設の管理概要

指定管理者名	フィッシャリーナ天草株式会社	
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日	
施設概要	設置目的	漁港内における漁船とプレジャーボート等との利用調整
	施設区分	係留施設
指定管理料	6,421,090円(平成30年度分)	

管理運営の評価

1 管理業務の水準の評価

管理業務の水準を表す指標	目標値	実績値	備考
事故防止・適正管理運営	不適正管理・事故0	不適正管理・事故なし	
利用者の増加	オーナー利用率前年度比10%アップ	117.9%	3月末在艇数の比較
	ビジター利用率前年度比10%アップ	119.5%	利用件数の比較
【点検・調査結果及び評価】 安全管理マニュアルに沿った管理が行われており、事故は発生していない。 オーナーパス、ビジターパスともに、自主イベントの開催及び外部イベントの参加により認知度向上に努めた成果もあり、昨年度と比較して利用者が増加している。			

2 管理業務実施状況

施設維持管理業務実績

作業項目	実施日	実施体制	内容
清掃	(日常)	毎営業日	3人 道路、植栽、棧橋、トイレ等。
	(定期)	随時	3人 港内。台風時は別途作業。
保守・点検	(日常)	毎日	1～2人 各パス、看板、電気、水道の点検・修理
	(定期)	1回/月	1～2人 浄化槽及び電気設備点検(業務委託)
保安・警備	(定期)	毎日	1人 警備会社との契約。台風時は別途社員による警備。
施設維持管理	(日常)	3回/週	2人 除草、散水作業。
	(定期)	台風・強風時	1～4人 棧橋見回り等。
その他	(日常)	随時	1人 釣り他、禁止行為の指導。
	(定期)	随時	1人 見学者案内等。
【点検・調査結果及び評価】 日常の点検や台風・強風時の対応など、必要な作業項目について適切に業務が行われている。			

3 利用状況

施設名	年計	年計	前年度計	前年度比
		営業日数	282	282
オーナーバース	収容可能隻数	82	82	-
	契約隻数(H30契約総数)	57	49	116.3%
	3月末在艇数	46	39	117.9%
	利用率(/ *100)	56.1%	47.6%	117.9%
ビジターバース	収容可能隻数	21	21	-
	利用件数	2,425	2,030	119.5%

【点検・調査結果及び評価】
 オーナーバース、ビジターバースともに、雑誌等への記事掲載やイベント参加により認知度向上に努めた成果もあり、昨年度と比較して利用者が増加している。

施設入場料や使用料が無料等により、入場(利用者)数が把握できない場合は、「入場者数」欄を削除する等、施設の利用形態に応じて適宜様式は変更すること。

4 管理経費の収支状況

収入							
項目	年度計	件数		金額(円)		備考	
オーナーバース使用料				46	19,869,049		
ビジターバース使用料	H30.4			4	7,560		
	H30.5			5	19,120		
	H30.6			6	13,720		
	H30.7			15	36,720		
	H30.8			16	48,600		
	H30.9			8	10,800		
	H30.10			6	8,640		
	H30.11			1	3,240		
	H30.12			0	0		
	H31.1			3	5,400		
	H31.2			0	0		
	H31.3			2	6,480		
	指定管理料					6,421,090	
合計				112	26,450,419		
					収入未済額		0
					うち利用料金収入分		0

支出					
項目	内 訳			金額(円)	
人件費	(税抜)			8,534,974	
販売費	広告宣伝費、販売促進費			284,263	
一般管理費	修繕費、水道光熱費、保険料、通信費、施設管理費等			8,813,322	
合計				17,632,559	

【点検・調査結果及び評価】
 利用料金収入及び指定管理料により運営が行われ、収入未済もなく、支出も適切になされている。

5 利用者調査結果

調査実施内容	調査年月日	平成31年(2018)1月20日~平成31年2月20日											
	調査方法	アンケート用紙への記入依頼・返信封筒付郵送・回収											
	調査対象数	施設利用者数174名 回答49名											
調査結果	調査分野	回 答 内 容											
		とてもよい	よい	普通	あまりよくない	悪い	わからない						
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
	清掃状況	22	44.9	18	36.7	6	12.2	0	0.0	1	2.0	2	4.1
	安全防犯	18	36.7	17	34.7	6	12.2	2	4.1	1	2.0	3	6.1
	接客対応	16	32.7	17	34.7	3	6.1	2	4.1	0	0.0	1	2.0
	要望対応	21	42.9	16	32.7	8	16.3	2	4.1	0	0.0	2	4.1
	付属業務(上下架・給油・修理)	21	42.9	18	36.7	8	16.3	0	0.0	0	0.0	2	4.1
	催し・展示等	11	22.4	16	32.7	15	30.6	4	8.2	0	0.0	3	6.1
サービス全般	18	36.7	16	32.7	9	18.4	1	2.0	0	0.0	2	4.1	
利用者からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・クルージング、釣り等のオーナー向けのイベントをもっと増やして欲しい。 ・第2駐車場にもカート置いてほしい。 ・オーナーバスでのテレビの映りが悪い。Wifiで映るようにして欲しい。 ・夜間に桟橋や防波堤に釣りに来ている人がいる。夜間立入禁止は出来ないのか。 ・防犯カメラを増やして欲しい。自動ロックの暗証番号を月1程度変更しては ・季節により鳥の糞がひどい。何とかならないか。 ・屋外トイレからシャワールームまで23時以降も照明が欲しい。 ・マリナーステイを楽しむには最適なマリナーです。そうした過ごし方をもっとアピールすべき 												
【調査結果及び評価】 利用者からの評価は概ね良好である。利用者からの要望等に対して、指定管理者として対応可能なものについては改善に向けて取り組んでいることが認められた結果と言える。													

実際の調査項目に応じて、適宜様式を変更すること。

6 意見・苦情等の対応

利用者からの意見・苦情等	改善状況
ビジターバス横の歩道の段差につまづき、転倒する事故が発生した。	経年劣化による地盤沈下が原因での段差が、歩道と護岸の間にあり、県が応急処置として段差を埋める対策を行い改善した。
アンケートの中で、清掃状況での指摘があり、調査したところ渡り鳥が公衆トイレの中にねぐらとして入り込んだことにより糞がひどい状態の時期がありその事についての対応を求められていた。	指定管理者は鳥の糞の清掃を、始業後の早い時間に行っていたが、施設利用者(オーナー)は清掃前の時間に利用があるために苦情が入った。 ネットを張り、鳥が入らない対応の実施を行い屋根の間隙間は早急に対応を考えている。
【調査結果及び評価】 利用者の利便性向上のため、出来る限り意向を反映する形で改善の取り組みが行われている。苦情についても早急に対応を図るように努めている。	

7 昨年度の評価で、改善を指摘した事項に対する対応

指摘事項	改善内容・結果
別紙 添付	改善事項に対する結果報告書添付
【調査結果及び評価】 昨年度指摘した事項に対して、概ね改善が図られている。	

8 その他

協定書等に基づき、施設の管理・運営や事故防止、強風や台風等の災害対策等、適切に業務が履行され、利用調整施設の運営が円滑に行われており、指定管理者としての責務を果たしている。
--

改善事項に対する改善結果報告書

区分	改善事項	改善(検討)結果	改善報告
書類	<p>熊本県漁港管理条例に基づく甲種漁港施設にたいして発行する許可書における適切な教示文の記載が無い。</p>	<p>教示 1.この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。但し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由が有るときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する採決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者になります。)提訴することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>平成31年4月より甲種漁港施設使用許可申請に対して発行される許可書に左記教示文の追記載を行っている。</p>